

調達管理番号・案件名

26a00125_ウクライナ国日本ウクライナ産業共創促進情報収集・確認調査(ファスト・トラック制度適用案件)(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2026年4月7日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	8	第3条 (1)受注者の渡航	渡航スケジュールのうち、特に初回渡航について、現時点で想定されている実施時期はありますか？	渡航機会とローカルリソースを戦略的に活用した業務実施方法は、プロポーザル提案事項としているので、初回渡航の時期含め、受注者が最適と考える方法をご提案ください。
2	8	第3条(1)	受注者の渡航の際、発注者担当者は同行されますでしょうか？	受注者渡航の際、発注者担当者の同行を想定しています。
3	8	第3条(1)	受注者の渡航の際、ワルシャワ空港～ウクライナ国内～ワルシャワ空港の移動(車両、鉄道)の費用ならびにウクライナ国内で移動する際の安全対策経費(防弾車、警護、等)は本業務の契約金額の外側でJICAにご負担いただくと理解してよろしいでしょうか？	ご理解の通り、受注者の渡航の際、ワルシャワ空港～ウクライナ国内～ワルシャワ空港の移動(車両、鉄道)の費用ならびにウクライナ国内で移動する際の安全対策経費(防弾車、警護)は本業務の契約金額の外側でJICAが負担します。
4	8	第3条(3)	本邦招へいにおいて受注者が実施する業務の対象は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に記載の原則の通り、「実施業務」(国内移動手配含む)のみであり、それ以外の「受入業務」及び「監理業務」は、JICA国内事業部/国内機関又は業務主管部で対応されますでしょうか？	ご理解の通り、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に記載の「実施業務」は受注者が実施します。「受入業務」及び「監理業務」は発注者が実施します。
5	10	第4条 調査の内容 (7) マッチング支援(オンライン及び本邦招へい(2回の実施を想定))	本邦招聘の実施は2回を想定とのことですが、それぞれ異なる企業を招聘しマッチングする想定でしょうか？それとも、例えば1回目はマッチングのため、2回目は実証事業のためなど、同じ企業を複数回招聘する想定でしょうか？	本邦招へいを含む「日ウ企業のマッチングを効率的かつ効果的に実施する方法」は、プロポーザル提案事項としておりますので、受注者が最適と考える方法を提案してください。同一企業を目的を変えて2回招へいすることを妨げません。
6	10	8 PoC	本件における実証事業(PoC)について、コンサルタントに求められる関与の水準(例:関係者間の調整・ファシリテーションに留まるのか、あるいは実施面での主体的な関与が求められるのか)及び、各PoCの想定規模(全体予算内での位置づけ)についてご教示いただけますでしょうか。	関与水準について、関係者間の調整やファシリテーションに加えて、実施円滑化のための実務面での主体的な関与も期待します。 想定規模について、3,000万円を定額計上としておりますので、同金額を用途に実施可能な規模感を考えております。
7	10	第4条 調査の内容 (8) マッチングを踏まえた事業展開計画の提案	「事業計画の具体化を一定期間(数か月程度)支援し」とありますが、本案件全体の実施期間が10か月の中、実現が困難に思えます。数か月という想定で間違いないか確認させていただけますでしょうか？	事業計画具体化支援にどの程度の期間を費やせるかは、その前段のマッチング支援までの業務の進捗度合いにも左右されますが、実施期間のうち、具体化支援に着手可能となつてから業務終了までが、当該業務期間となります。そのため、数か月という想定でおります。
8	10	5	本案件において、プロポーザルは英語での提出が認められているでしょうか。それとも、日本語での提出が必須となりますでしょうか。	プロポーザルに用いる言語は日本語とします。英語での提出は認められません。

9	18	4. 見積書作成にかかる留意事項 (5)定額計上について	実証事業の実施経費には、実証事業の実施主体となる日・ウ企業の開発・製造費や実証に係る出張旅費も含まれますでしょうか？	ご理解の通りです。実証事業の実施に必要な日・ウ企業の開発・製造費や、実証事業を実施するための日・ウ企業の出張旅費も含まれます。
10	18	実証事業の実施経費	当該「実証事業の実施経費」の予算金額3,000万円には、ランプラム方式で計上する経費以外として、別途のコンサルタント出張旅費も含まれる理解でよろしかったでしょうか？	ご理解の通りです。実証事業実施時のコンサルタント出張経費は、ランプラム方式で計上する経費外であるため、定額計上としている3,000万円の中に含まれることとなります。ただし、実証事業及び本邦招へいの事前準備に係るコンサルタントの国内旅費は本見積に含めてください。
11	18	4. 見積書作成にかかる留意事項 (5)定額計上について	実証事業の実施経費に関して、日本側の自治体や大学等との協議などに際して、各ステークホルダー機関が独自に支出する人件費などは、本業務の精算対象外(先方負担)と解釈して問題ありませんでしょうか。	ご理解の通りです。日本の各ステークホルダー機関が独自に支出する人件費などは、本業務の精算対象外(先方負担)です。
12	18	4. 見積書作成にかかる留意事項 (5)定額計上について	現地再委託(ウクライナ企業のリストアップ)の業務を複数の業者に切り分けて委託することは認められますでしょうか？(例えば、信用調査は専門の調査会社に委託し、その他の業務は個人に委託する等)	現地再委託業務を複数の業者に切り分けて委託することを認めます。

以上